

日見保育園 重要事項説明書

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育運営に関する基準（平成26年9月第39号）第5条1項の規定に基づき、次のとおり説明します。

1 施設の概要

(1) 設置者

名 称	社会福祉法人 日見福祉会
住 所	長崎市網場町454番地
電話番号	TEL 095-838-2092（日見保育園） FAX 095-813-8668（日見保育園）
代 表 者	理事長 廣 井 孝 一

(2) 施設

名称	日見保育園
住所	長崎市網場町454番地
電話番号	TEL 095-838-2092 FAX 095-813-8668
施設長	園長 廣 井 昭 子
対象児童	子ども・子育て支援法の定めるところにより2号・3号認定を受けた児童
定員	2号認定 3～5歳 30人 3号認定 0歳児 6人 1・2歳児 24人 計 60人
開設年月日	昭和40年4月1日
敷地	敷地全体 835.88㎡ 園庭 469.80㎡
園舎	構造 鉄筋コンクリート造陸屋根合金メッキ鋼板ぶき地下1階付き2階建て 延べ面積 465.61㎡ 保育室等 乳児室 0歳児 46.20㎡ ほふく室 1歳児 37.40㎡ 保育室 2歳児 44.50㎡ 3歳児 48.53㎡ 4歳児 73.50㎡ 5歳児 計 250.13㎡
	その他 医務室・調理室・事務室・調乳室・沐浴室・廊下・便所・倉庫

2 目的及び運営方針

日見保育園（以下「等保育所」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を受け入れ、入所児童が明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されることを目的とする。

(1) 当保育所は、「長崎県児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例（平成24年12月18日長崎県条例76号）」その他関係法令を遵守し保育事業を行う。

3 職員配置状況（人）

職 種	人 数	正 規 職 員	非正規職員	備 考
園 長	1	1		
副 園 長	2	1	1	
保 育 士	11	9	2	
保育補助	1		1	
そ の 他	4	2	2	

※その他、園が必要とした人材を材用することもあります。

【勤務体制】

職 種	勤 務 時 間 帯	
園 長	A 8：00～17：00	
副 園 長	A 8：00～17：00	B 8：00～12：00
保 育 士	A 7：00～16：00	B 7：30～16：30
	C 8：00～17：00	D 8：30～17：30
	E 9：00～18：00	
保育補助	A 9：00～13：00	
そ の 他	A 8：00～17：00	

※行事等により、勤務時間に変更があります。

4 開所時間等

(1) 開所時間等

月曜日から土曜日

開所時間 7：00～19：00

保育標準時間帯 7：00～18：00

保育短時間帯 8：30～16：30

(2) 休業日

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 日曜日
- ③ 年末年始 12月29日から1月3日まで
- ④ 災害レベル4発令時
- ⑤ その他感染症等における休園措置がとられた場合

5 利用料金及び納付方法

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）※3～5歳児は無償です。

・利用者負担額は原則、口座振替をお願いいたします。

(2) 延長保育料（標準時間帯）

・18：00～18：15 100円

・18：00～19：00 300円

短時間帯利用者については

・8：30～16：30 以外の時間帯は別途で代金をいただきます。

料金が発生した際に、現金にて保育所にお支払いください。

(3) その他実費に係る利用者負担等

(1) に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用等を実費負担していただきます。

・制服・体操服 ・個人持ちの教材 ・その他（行事等に係る諸費用）

副食・おやつ代に係る費用の徴収について

・令和元年10月からの保育料無償化にともない2号認定の児童で副食費免除対象者以外は月額5,000円を徴収させていただきます。

6 利用の終了について

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

7 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科医

医療機関名	右田医院
医 院 名	右田 礼二郎
所 在 地	長崎市界1丁目1-5
電話番号	095-839-5100

(2) 歯科

医療機関名	手塚歯科医院
医 院 名	手塚 隆生
所 在 地	長崎市宿町28-2
電話番号	095-839-8998

8 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、保護者の指定（家庭生活調書に記載）する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。なお、緊急連絡先等へ連絡がつかなかった場合もしくは、緊急を要する場合には当園の嘱託医に受診することがあります。

9 要望・苦情に関する相談窓口

次のとおり、要望・苦情に係る窓口を設置しています。

当園における 相談窓口	受 付 責 任 者	主任 長岡 絵美子
	苦情解決責任者	園長 廣井 昭子
	利 用 時 間	開園時間
	電 話 番 号	095-838-2092
	F A X	095-813-8668
第三者委員	奥村 健二・入江 久子・松本 勇二	

※窓口のほかに、園内に要望・苦情に係る「意見箱」を設置しております。

10 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める消防計画書・災害マニュアルにより対応します。
防災設備	・自動火災報知器 有 ・屋外避難用すべり台 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有
避難・消火訓練	毎月 1 回
不審者訓練	年 1 回以上

11 利用者に対しての保険等

保険の種類	MA&AD 三井住友海上火災保険株式会社
保険内容	子どもの怪我・食中毒
保険金額	1,540円（年額）

12 個人情報の取り扱い等について

保育園では、沢山の人々と関わりを持つことができ、その関係は続いていくものです。

良い関係を保つためにも下記に書かれたことを厳守ください。

- ・保育園の中で知り得た個人情報を保護者や外部に漏らさないでください。
- ・SNS の LINE や Facebook 等へ許可なく他人の写真や行動を投稿することはご遠慮ください。

13 その他のお願い

- ① 食物アレルギーのあるお子様は、必ず病院受診をして食事指示書をご提出ください。
- ② お子様が出席停止期間が決められている病気にかかれた時は、様子を見られながら停止期間はお自宅で安静にされてください。

14 虐待防止のための措置

当保育所は、入所児童の人権の擁護、虐待の防止を図るため、虐待防止に関する責任者の設置その他必要なら整備を行うとともに、職員に対する研修等の実施を行うものとする。

15 その他運営に関する重要事項

保育所の管理に必要な事項は、施設長がその都度定める。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名 日見保育園
説明者職員 園長 廣井昭子

私は、本書面に基づいて日見保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け同意しました。

年 月 日

児童氏名

保護者住所

保護者氏名

印

児童から見た間柄